

墓じまい・改葬に関するトラブル

消費生活

近年、「お墓が自宅から遠い」「継承者がいない」などお墓の維持が難しいケースが増えたこと、納骨堂や共同墓（血縁を越えた人たちと一緒にいるお墓）などお墓のかたちが多様化していることから、“墓じまい”“改葬”（※）に対する関心が高まっています。



今回は、そんなお墓事情にまつわるトラブル事例をご紹介します。

※墓じまい…今あるお墓を片付け、墓地の管理者に返還すること
改葬…お墓のお引越し



通信

令和4年8月
vol.142

📍役場町民課

消費生活センター

☎27-1958(直通)

※来所の際は事前にお電話頂けると確実です

【お寺とのトラブル事例】

墓じまいを菩提寺に申し出たところ、高額な離壇料を要求された。

- 檀家をやめるからと言って、必ずしも離壇料を要求されるわけではありませんが、なかには高額なお布施を求められるケースがあるようです。
- 離壇料に明確な基準はありません。基本的にはお寺などと話し合っ解決することになります。
- 檀家の減少はお寺にとっても存続に関わります。まずは墓じまいを検討していることを丁寧に伝え、理解してもらうことが大切です。

【石材店とのトラブル事例】

石材店に墓石の撤去を頼んだら、請求額が想像していたより高額だった。

- 必ず見積もりを取りましょう。
- 墓地によっては、管理者が許可を出していない石材店は工事ができない場合があります。事前に墓地の管理者に話を通し、確認しておくことが大切です。

前もってよく話し合っておけば、避けられるトラブルも多いのかも…



【その他】

- お墓に関する手続きの代行・サポートサービスもあられましたが、契約内容をよく確認し、慎重に検討しましょう。
- 墓じまい・改葬をした後で親族とトラブルになるケース（墓参りができない、墓相や吉凶へのこだわりなど）も少なくなく、やはり事前の相談が重要のようです。
- 継承者として「子どもには負担をかけたくない」と思う方も多いためです。お盆の際に、今後について子どもの意見を聴いてみるのも良いかもしれません。

詐欺の前兆電話がかかっています!!

今年6月、聖籠町内をはじめ、新発田警察署管内で「老人ホームの入居優先権が当選した」「他の人が欲しがっているので権利を譲ってほしい」という不審な電話が10件確認されました。名義を貸すよう求めた後、弁護士などになりすまし、「名義貸しは犯罪、財産を差し押さえる」といってお金をだまし取ろうとする手口です。ご注意ください。

